

三、国語問題

永野賢

ことばの本はあたる、というのが、近年、出版界の通り相場になつてゐるということである。どこまでほんとの話か知らないがひとびとのあいだに、ことばに対する関心が高まつてきたことは、ここ数年來のいちじるしい傾向として、注目すべきであらう。

一

「当用漢字」と「現代かなづかい」とは、年とともに社会に行きわたり、ようやく安定のけはいを見せているように思われる。この一連の国語政策に関連して、昭和二十八年にひとびとの話題にのぼつたことがらから、拾つていつてみよう。

漢字政策でまずあげるべきは、国語審議会が十月八日の総会できめた「町村の合併によつて新しくつけられる地名の書き方について」の建議である。これは、「当用漢字」「人名用漢字」のあとをうけて、漢字政策の一環をなすものである。その建議文は、つぎのとおりである。

政府では、こんど全国の町村の合併を促進されることになつたと承つています。

ついでには、この機会に、別紙の趣旨をお含みのうえ、合併後の市町村名の書き表わし方が、できるだけわかりやすく、

読みちがいの起らないようなものに決定されるよう、適当な処置をとられることを希望いたします。

地名の漢字については、国民生活一般に影響するところが大きいので、当用漢字表選定の際にもいおう問題となりましたが、法規その他の関係上その解決は後日に見送られることになって今日に至りました。しかし、すでに当時から七年を経過した現在、当用漢字表制定の趣旨も広く一般に理解されるようになってきました。ちょうどこのとき町村の合併が行われるということは、地名の文字をわかりやすいものにするうえに、またとないよい機会であると思えます。よって、ここに建議いたします。

(別紙省略)

政府はただちにこの建議をとりあげ、自治庁を通じて全国の地方庁にその趣旨の徹底をはかった。その結果、読みやすく書きやすい新地名が生まれつつある、と報じられている。が、一方では、住民感情そのほか、いろいろな歴史的社会的な事情がからんで、合理性にばかりは従いかねるという悩みも、少なからずあるらしい。

新聞界においては、当初から大新聞各社をはじめとして、こぞって国語政策に協力しており、「当用漢字」「現代かなづかい」の一般社会への普及は、教科書をのぞいては、まったく新聞社の力であるともいわれているくらいであるが、読売新聞社では、さらに徹底した漢字制限の方法をとった。すなわち、八月一日の朝刊から全紙面に当用漢字の完全実施をすることとしたのであるが、そのために、当用漢字だけの活字ケースを設けたということ

である。

漢字制限の結果、モノタイプ（活字の鑄造・文選・組版の工程を一元化した機械）がよいよ実用の段階にはいったことも、特筆すべきである。工務の能率が、これによって飛躍的に高まることは、なんといつても、新聞社にとって大きなプラスにちがいない。これは、当用漢字政策の恩恵であると同時に、逆に、漢字制限の必要性に対するひとびとの認識を深めるよい実例ともいえようか。毎日新聞社（東京）では、すでに作業の約五〇%をモノタイプにきりかえたといわれる。

ところで、新聞界からは、国語審議会に数人の委員を送っている。昭和二十七年春の改選で委員となった七人の新聞人が、審議会の中で歩調をあわせようという話しあいをし、それがきっかけとなって、新聞用語に関する共同研究がおこなわれることとなった。二十八年二月、日本新聞協会では、協会に所属する十六社（東京）から用語担当者の出席を求め、新聞用語懇談会が発足することとなった。

当時、国語審議会が当用漢字の補正を審議していた関係から、この新聞用語懇談会では、第一の仕事として、当用漢字補正の資料をつくることとし、各社の意見（活字使用度数にもとづいたもの）を整理集計した資料が、新聞協会事務局から、国語審議会に提出された。（この資料は、こえて二十九年三月、国語審議会に決定された当用漢字補正案のもっとも有力な資料となったという）

新聞用語懇談会がつけにとりあげた問題は、難語の言いかえである。漢字制限にともなつて、言いかえや書きかえがおこなわれ

なければならぬのは当然のことであり、これまでにも、各社それぞれ、いろいろな試みを実施してきたし、各種の言いかえ書きかえ辞典も出版されている。懇談会では、さらに進んで、新聞用語として各社共通のものをつくり、これを強力に実行しようというのである。各社から言いかえの実例が集められ、一語一語について、審議が進められている。大阪に設けられた関西新聞用語懇談会（二十五社参加）も、東京側と協力して、難語言いかえの審議をおこなっているそうである。

当用漢字の新字体は、文選ケースの活字の配列にも、あたらしい問題をひきおこした。これまでの部首では処理しきれない字体が、かなりできたためである。たとえば、余の字を「食」の部首におさめたり、与の字や旧の字を「日」の部首におさめたりしたのでは、めんどうでわかりにくいばかりでなく、新字体の精神にも反することになる。五月に京都で開かれた全国活字業者大会では、この新字体の部首統一について討議がおこなわれたということである。あたらしい部首整理案の一例を示すと、単・巢・巖・拳・着などを、新設の「ツ」の部首にまとめておさめる、というようなくあいである。

二

「現代かなづかい」関係で、まずあげるべきは、小泉信三氏と金田一京助・桑原武夫両氏との論争である。すなわち、文芸春秋二月号に較せられた小泉氏の「日本語」と、それに対する二つの反論、金田一氏の「現代仮名遣論」（中央公論四月号）と、桑原氏の「みんなの日本語」（文芸春秋四月号）とである。小泉氏は、

表音的なかなづかいに対する疑問や古典教育との関連に対する疑念を述べられたほかに、つぎの二つの点を強調された。第一に、かなづかい改正問題は、すみやかに白紙に返して充分論議し、議論の帰着するのをまつて、それに従つて改正するのがよい。もし一致した改正意見が得られなかったら、改正を思いとどまるべきである。論議の定まらぬうちに教科書などに採用して、既成事実を作りあげてしまったのは不当ではないか、ということ。第二に、在来のものを廃棄することが進歩的だとする風のあつた終戦直後という時期に、新かなが定められたことは問題である。一部に、新かなによるものを進歩的、しからざるものを反動的と見るような判断がありはせぬか、ということである。

これに対して、桑原氏はつぎのように答えている。第一の点については、国語問題は学問に関係しつつも、政策にほかならず、政策たる以上学界の意見一致は望むべからざることである。現代において、一つの政策を三年五年論じ、もし一致が得られなければ改正を思いとどまれというのでは、あらゆる改正はおこなわれえないであろう。第二の点については、占領下にできたものでもよいものなら、いたずらにナシヨナリズムに走らず、これを守りたい、と。

金田一氏の論文は、かなづかいに関する歴史的な事実を学問の立場から説明したものである。とくに、いわゆる歴史的かなづかいというものは、中世は全く行われず、近世も国学者たちに用いられただけで一般市民には普及しなかったのを、明治政府が教育に用いてから復活しただけであつて、それを歴史的仮名遣と名づけたため、平安朝以来連綿として用いられていたかの感を与え

る、と説いたことは、世人を啓発するところが大きかったと思われる。

この論争は、発行部数の多い総合雑誌を舞台としておこなわれただけに、かなりの反響まなねき、結果として、國語政策に対する一般の理解を深めたようであった。

カルタ界にも、現代かなづかいをめぐる一騒動があった。二十七年一月、京都で「カル名人位争奪戦」がおこなわれ、第一期名人がきまったが、二十八年一月におこなわれる予定であった第二期名人戦は、新かなづかいで書かれたカルタ札の使用を主張する東京カルタ会と、旧かなのを主張する京都カルタ会とが対立したため、お流れになってしまった。東京側は、新かなのと旧かなのとを交互に使うというのに、京都側は、新かなのカルタなど、どだいけしからんというのである。現代かなづかいは古典には適用しないということは、その制定の趣旨にもらたつてあるとおりであるし、なんととっても、「恣すちよう」とか「お、この」
「あきぢうの」などの字づらは、目なれないものにとつて奇妙なかぎりである。しかし、現代において百人一首が大眾の競技（遊びでもある）という性格をもつものであるかぎり、少なくともカルタ人のあいだでは、はいりやすい新かなカルタの使用が多くなってゆくようである。それは、一つは東京カルタ会の力によることでもあるが、明治三十七年、黒岩涙香氏が東京カルタ会を創設した際、それまで変体がなで書かれていたカルタ札をひらがな一本に改めたことが、カルタの普及をめざましいものにした事実を考えあわせると、大眾の進む方向というものが、おのずから了解されるであろう。二十九年度の名人戦は、京都を除外して、新

かなカルタ札をも認める全国的な連盟を結成してをこなうこととなった模様である。

三

ローマ字問題については、三月に國語審議会から、「ローマ字つづり方の単一化について」の建議が、文部大臣あてになされた。訓令式を本則とすることを、あらためて確認したものである。しかし、他の二式の訓令式との相違点が第二表として添えられていることは、なんととても妥協案たるをまぬがれない。

文部省では、この建議の趣旨に沿つて、ローマ字教育をおこなうこととなった。第二表の許容案の、実際上の取り扱いは、きわめてむずかしい問題であるが、三つの方式がいりみだれてローマ字表記を混乱させてきた状態が統一されるのは、まだまださきのことと言わなければならぬ。

四

文字やことばの平易化は、近年の支配的な傾向であるが、二十八年度には、文体の方面で大きな収穫があった。國語訳聖書の出現がそれである。キリスト新聞社のもの、日本聖書協会のもの、また、ダイジェスト的なアメリカの“The Short Bible”の翻訳など、あいついで出版された。

あの莊重ともいえるし、ものものしいともいえる文語体が、わかりやすく親しみやすい口語体に改められたことは、聖書の普及に大いに役だつてちがいない。一部には、あまりやさしくなると聖書の尊嚴がけがされるといふ考え方もあるらしく、宗教の問題

だけにいさかやっかいではあるが、詔勅や法律公文まで口語体になった今日の時勢からすれば、聖書の口語訳は適切な改良といふべきであろう。ともかく、言文一致の歴史のうえでは、画期的なトピックであった。

これと対照的な例を一つあげておこう。四月選挙後の首班指名工作で、吉田首相が重光総裁に送った手紙と、これに対する重光氏の返信とが、いずれも古風な候文であったため、ジャーナリズムはその大時代な感覚を非難するとともに、政治家はもっと電話を活用すべしとも批評した。今日の社会にあつては、候文はもはや時代おくれの文体であること、また、電話による言語生活の能率化の問題など、示唆されることの多い事件であつた。

五

機械の力で言語生活がどんどん便利になり、ゆたかになつてゆくことは、右にふれた電話を考えただけでもあきらかであるが、なお、蓄音機、テープレコーダー、タイプライター、モノタイプ、テレタイプ、放送、テレビなど、かぞえあげればきりがなくいろいろである。二十八年度にも、さらに画期的なニュースがあつた。一つは「声のタイプライター」とも称すべき機械の発明であり、一つは「マイクروفイルム」の実用化である。

「声のタイプライター」というのは、郵政省電波研究所の関英男博士が世界各国にさきがけて理論を完成したもので、しゃべったことばがそのまま文字となつて現われるという、すばらしい機械である。声の周波数分析をして「濾過器」で雑音をふるいおとし、その音特有の周波数だけにしてしまふという原理で、だれがアと

いってもタイプがアのキノをたたくしかけを作るのだそうである。實用にはまだ遠いようだが、これが実用化すれば、速記も電信モジュールも無用となるし、テレタイプにももつてこいである。 「マイクروفイルム」は、書物や書類を小さなフィルムに撮影し、それを特殊の拡大装置で映写して利用する機械である。その撮影装置を縮小し製作費を切りさげる研究実験が進められた結果、東大理学部の小穴純博士を中心とした、富士写真フイルム研究所長藤沢信氏、小西六写真工業研究所長西村竜介氏、国立国会図書館編纂課員などの技術陣によつて非常に精密な撮影機が完成された。国際標準規格図書カード(七・五cm×一二・五cm)の大きさのフィルムに、B5かA5ぐらいの本らら一〇〇ページはらくに収められるというし、将来の改良も予想されている。一方、東京工大の星野愷博士のもとで、マイクروفイルムの映写装置を、ポータブルのタイプライターぐらいの大きさにした実用品の試作が進められているとのことである。国立国会図書館では、文化の日を中心に、マイクログラフ写真展示会を催した。

そのほか、NHKで地名人名の中国音をやめたこと、テレビ開設が話しことばの変革をもたらすだろうと見られていること、騒音防止からむ声の暴力の問題、石原忍博士の新字など、それぞれひところの話題となつた。

— 国立国語研究所所員 —